

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（2月4日時点）

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	シンガポール	ソウル	シドニー	北京
外出制限、行動規制等の状況	<p>6/15～学校、公共交通機関、医療機関等を除き収容人数や社会的距離等の制限解除。</p> <p>なお、各事業者の判断により、オフィスや店舗において感染防止に必要な措置の遵守を引き続き求めることが可能。</p> <p>9/13～市は一部の屋内施設においてワクチン接種証明書の提示を義務化。</p> <p>12/27～ワクチン未接種者は原則出社禁止（医療上又は宗教上の理由により未接種の場合は例外）。</p>	<p>1/27～オミクロン株の感染拡大防止策 Plan B を終了（公共の場におけるマスクの着用、在宅勤務の奨励、大規模イベント等におけるワクチン接種証明の提示等に係る法的義務撤廃）</p>	<p>6/9-飲食店内営業可、在宅勤務緩和、衛生パス導入。</p> <p>6/17-屋外マスク義務解除（会社・交通機関等、屋内での義務は継続）</p> <p>6/20-夜間外出規制解除</p> <p>8/9-飲食店・美術館・長距離交通機関等で衛生パスの提示が必須。</p> <p>9/15 医療従事者等のワクチン接種義務化。その他国民は接種推奨。</p> <p>11/25 政府発表</p> <p>-11/27～ 18歳以上を対象に3回目のワクチン接種を開始</p> <p>-3回のワクチン接種が完了しなければ衛生パスを無効化（65歳以上は12/15以降、18歳以上は1/15以降）</p>	<p>10/13 から、ワクチン未接種者を対象に店内飲食やショッピングモール等への入場を禁止。</p> <p>11/22 から、社会的集まり及び店内飲食は、5人以下に緩和（ワクチン接種済であることが必要）。</p> <p>2022年1月から、ワクチン接種者は在宅勤務できる職員数の50%を上限に、出社可能。未接種者は原則出社禁止</p> <p>2/14 以降、ワクチンの2回目接種から270日以内にブースター接種を受けなければ、ワクチン接種者とみなされなくなる。</p>	<p>7/1～社会的距離確保のレベルを5段階から4段階の区分に改編。</p> <p>11/1～新たな防疫体制（段階的な日常生活の回復）を開始。</p> <p>12/18～緊急防疫強化措置を適用。私的集まりの上限を全国一律で4人までとし、防疫パス（アプリ等の接種記録提示）の適用を拡大した。ただし、未接種者は飲食店やカフェの利用は、1人の場合のみ可能。</p> <p>1/17～防疫強化措置を3週間延長。私的集まりの人数制限を緩和（4人→6人）。</p>	<p>10/11～ロックダウンを解除し、一部規制緩和。</p> <p>11/1～ワクチン2回接種者は州内全域への移動が可能に。</p> <p>12/15～ワクチン未接種者も対象にさらに大幅な規制緩和を推進。</p> <p>12/24～マスク着用義務対象施設を拡大（規制を緩和した従来の対象施設でのマスク着用を再度義務化）。</p> <p>12/27～入所時に連絡先登録義務を課す対象施設を拡大（規制を緩和した従来の対象施設での連絡先登録を再度義務化）。</p> <p>1/8～バーやレストラン等での歌唱とダンスの禁止。</p> <p><b>【主な規制の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅占有スペースを除く屋内施設等でのマスク着用</li> </ul>	<p>感染の状況等に応じ低・中・高リスク地区に区分。北京市は一部地域が中リスク地区。入店・入館時の健康コード提示や体温測定等の防疫措置を講じながら各種施設は通常営業</p>

			1/24- 衛生パスをワクチンパスに切り替え。ワクチン接種に代わる陰性証明の利用は不可に。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・レストラン、カフェ、小売店、病院、美容院、ジム等への入所時の連絡先登録</li> <li>・バーやレストラン等での歌唱とダンスの禁止</li> </ul>	
日本からの短期出張者の入国に関する制限、入国後の行動制限等	<p>① 入国前（全員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に陰性証明を取得</li> <li>・ワクチン接種証明書の提示（11/8～）</li> </ul> <p>② 隔離原則不要 （入国後3～5日目に検査を受け、陽性であれば自主隔離）</p> <p>※ワクチン接種未了者（外交団、18歳未満等接種証明提示義務の例外に当たる者）：入国後3～5日目に検査の上7日間（18歳未満は検査の</p>	<p>①ワクチン2回接種済の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン証明書の提示</li> <li>・入国2日目（又はそれ以前）にPCR検査又は抗原検査等の受検</li> </ul> <p>※2/11～入国2日目の検査不要</p> <p>②ワクチン2回未接種の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出発前2日以内に受検したPCR又は抗原検査等の陰性証明の提</li> </ul>	<p>日本からは特段の理由がなくとも入国可能</p> <p>ワクチン接種の有無にかかわらず、出発前48時間以内の陰性証明書等が必要。</p> <p>到着後、無作為のPCR検査・抗原検査の実施。隔離は不要。</p>	当面の間、日本と の間、日本との間のビジネス トラックは停止	<p>入国後7日隔離（出発前48時間以内に検査したPCR陰性確認書が必要）入国日の翌日と隔離解除前にPCR検査を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12/15より、ワクチン2回接種を完了した日本パスポート保有者は、渡航規制免除申請不要かつ隔離不要で、シドニーに渡航可（ただし、到着後の検査で陰性となるまでの短期間隔離は必要）</li> <li>・一定の要件を満たし渡航規制免除を認められシドニーに渡航する場合、ワクチン接種の状況等により隔離等の規制あり</li> </ul>	<p>商用目的の短期滞在に限り、専用ビザを取得後入国可（実例なし）。入国前にはPCR検査等が必要</p> <p>※日本—北京の直行便は再開されていない</p>

	み、隔離不要)	示 ・入国後 10 日の自己隔離 ・入国 2 日目 (又はそれ以前) と 8 日目 (又はそれ以降) に PCR 検査の受検				※いずれの場合でも、ビザ、出発前の検査、到着後の検査等が必要	
	<b>米国</b>	<b>英国</b>	<b>フランス</b>	<b>シンガポール</b>	<b>韓国</b>	<b>オーストラリア</b>	<b>中国</b>
<b>感染者数</b>	2,652,103 人 (798.84 人)	628,543 人 (937.00 人)	2,321,928 人 (3,460 人)	11,383 人 (199.70 人)	104,356 人 (201.5 人)	518,512 人 (2,014.48 人)	789 人 (0.06 人)
<b>死者数</b>	16,826 人 (5.07 人)	1,824 人 (2.72 人)	1,897 人 (2.83 人)	10 人 (0.18 人)	190 人 (0.37 人)	574 人 (2.23 人)	0 人 (0 人)

(※) 「感染者数」、「死者数」は 1/27-2/2 における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。()内は人口 10 万人当たりの数

(※) 現地発表などを基にクリアまとめ

(※) 日本における同期間の感染者数は 592,096 人 (471.86 人)、死者数は 445 人 (0.35)。感染者数、死者数は厚生労働省 HP、人口は総務省人口推計より